

## 議案第46号

### 損害賠償請求事件に係る訴えの変更について

次のとおり損害賠償請求事件に係る訴えを変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

#### 1 当事者

##### (1) 原告

守口市

代表者 市長 西端 勝樹

##### (2) 被告

大阪市住吉区住吉1丁目1番3-101号

共同建設株式会社

代表取締役 池見 祐信

## 2 請求の趣旨の変更

請求の趣旨中「金1億800万円」を「金1億9351万439円」に改める。

## 3 請求の原因の追加

### (1) 地中障害物撤去義務不履行による損害

#### ア 本件建設工事遅延による損害

原告は、建設工事の試験掘削を行った結果、地中障害物が多数発見されたため、建設工事の中断・工期の延長を余儀なくされ、次の請負及び委託契約に変更が生じ、損害を受けた。

工事名：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設工事

工事場所：守口市大久保町1丁目39番1

請負金額：1,239,843,240円

変更後請負金額：1,273,592,203円

請負業者：大鉄工業株式会社 代表取締役社長 荻野 浩平

損害額：16,653,966円

委託名：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設工事監理業務委託

委託金額：59,421,175円

変更後委託金額：77,716,800円

委託業者：株式会社アルキービ総合計画事務所 代表取締役 久保 清一

損害額：9,028,891円

### (2) 良質土による埋め戻し義務不履行による損害

#### ア 地盤改良費用

原告は、建設工事の基礎杭打設時に杭芯ずれが複数箇所発生したことから、建設工事に必要な地盤強化を確保するため、次の請負契約を締結した。

工事名：（仮称）東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設用地地盤改良工事

工事場所：守口市大久保町1丁目39番1の一部

請負金額：39,285,000円

請負業者：大鉄工業株式会社 代表取締役社長 荻野 浩平

損害額：39,285,000円

イ 本件建設工事遅延による損害

原告は、（2）アによる地盤改良を行った結果、建設工事の中断・工期の延長を余儀なくされ、次の請負及び委託契約に変更が生じ、損害を受けた。

工事名：（仮称）東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設工事

工事場所：守口市大久保町1丁目39番1

請負金額：1,239,843,240円

変更後請負金額：1,273,592,203円

請負業者：大鉄工業株式会社 代表取締役社長 荻野 浩平

損害額：13,321,299円

委託名：（仮称）東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設工事監理業務委託

委託金額：59,421,175円

変更後委託金額：77,716,800円

委託業者：株式会社アルキービ総合計画事務所 代表取締役 久保 清一

損害額：7,221,283円

#### 4 訴えの変更の理由

被告の解体工事における債務不履行に起因して、原告である本市が地盤改良工事に要した3(2)アの請負金額金3,928万5千円、

建設工事の中断・工期の延長で生じた 3 (1) ア、3 (2) イの損害額金4,622万5,439円及びこれに対する訴えの変更申立書送達の日から翌日から支払済まで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため、訴えを変更するものである。

(参考)

平成28年（ワ）第10082号 損害賠償請求事件

1 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金1億800万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに(1)についての仮執行宣言を求める。

2 請求の原因

(1) 対象工事

ア 解体工事

原告及び被告は、平成26年10月6日、下記の請負契約を締結した。

工事名：旧藤田中学校解体工事

工事場所：守口市大久保町1丁目27番39号

請負金額：166,752,000円

請負業者：共同建設株式会社 代表取締役 長川 亘男

イ 撤去工事

原告は、(1)アによる跡地から発見されたコンクリート構造物、コンクリート塊、鉄筋等（以下「地中障害物」という。）を撤去するために、平成28年7月12日、下記の請負契約を締結した。

工事名：(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設建設用地地中障害物撤去等工事

工事場所：守口市大久保町1丁目39番1の一部

請負金額：108,000,000円

請負業者：大鉄工業株式会社 代表取締役社長 西川 直輝

(2) 試験掘削

(仮称) 東部エリア地域コミュニティ拠点施設の建設工事において、平成28年3月末に試験掘削を行った結果、地中障害物が発見された。

(3) かし担保

(2)の試験掘削において発見された地中障害物に関し、(1)アの解体工事の請負業者に対し、建設工事請負契約書(第43条第1項及び第2項)に基づき処分を求めたが、工事は完了していることなどを理由にこの求に応じなかった。

(4) 地中障害物撤去工事

(2)の試験掘削において発見された地中障害物を撤去するため、本市と(1)イの撤去工事の請負業者との間でその請負契約を締結し、地中障害物を撤去している。

(5) 損害賠償請求権

(1)イの撤去工事の請負契約に規定する金員に相当する額の損害賠償請求権を有する。

3 訴えの提起の理由

2(1)アの解体工事の請負業者である被告に対し、原告である本市が地中障害物の撤去等に要した費用である2(1)イの請負金額金1億800万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済まで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求め、訴訟を提起するものである。